

令和3年7月6日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣  
(少子化対策 地方創生)  
内閣府特命担当大臣  
(男女共同参画)

様

盛岡市内丸10番1号  
岩手県議会議員 関根敏伸

「生理の貧困」への対策を求める意見書

「生理の貧困」への対策を講ずるよう強く要望する。

理由

経済的な理由で生理用品を購入できないなどの「生理の貧困」が問題となっている。任意団体「#みんなの生理」が行った学生等を対象としたアンケート調査では、過去1年以内に金銭的理由により生理用品の入手に苦労したことがある若者の割合が20.1%にのぼることが判明した。

これは、コロナ禍において突然生じた問題ではなく、それ以前から経済的な理由により生理用品が購入できないなどの問題が放置されてきたと考えられる。また、その背景には、虐待やネグレクトなど社会問題と関連しているケースもあり、多くの取り組むべき課題が内包されていると考えられる。

国では、地域女性活躍推進交付金制度の拡充を行い、一部対策が講じられているところであるが、問題の性質上、より手厚い支援と継続した支援が必要である。

よって、国においては、全ての女性が生涯にわたって健康で衛生的な生活を保障されるよう、経済的な理由により生理用品が購入できない等の問題やそこに内包される課題を解消するための対策を講ずるよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。